

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023伊予市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023インディアカ交流大会(以下「大会」という。)における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

この要項において「協賛」とは、大会の趣旨に賛同する企業及び各種団体等(以下「協賛者」という。)が、ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023伊予市実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に要する用具や実行委員会が必要とする物品等(以下「協賛物品」という。)の提供及び貸与をいう。ただし、資金による協賛の申出があったときは、その資金を協賛物品を購入するための予算に充当し、受け入れるものとする。

3 協賛の手続き

- (1) 協賛は、実行委員会において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書(様式第2号)を発行する。
- (4) 協賛物品の搬入、据付、撤去等に要する費用は、協賛者の負担とする。
- (5) 資金による協賛は、原則として実行委員会が指定する口座への振込とする。
なお、振込手数料は協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れられないもの

実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れられないものとする。

- (1) 交流事業の趣旨に反するもの。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動に係るものと認められるもの。
- (4) 個人の氏名を宣伝する恐れがあると認められるもの。
- (5) その他、実行委員会において不適切と認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行

委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛者への謝意

協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し礼状等により感謝の意を表すとともに、ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、令和5年8月末までとする。ただし、受入れ状況に応じて、受入期間を延長することができるものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。